

神奈川県観光振興条例の見直し

1 神奈川県観光振興条例の規定（附則第3項）

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 経過

(1) 平成22年4月施行

(2) 見直し期間①：平成27年4月以降の1年間

→ 見直し結果：改正なし

(3) 見直し期間②：令和2年4月以降の1年間

→ 新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行う。

→ 新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、見直しの検討期間をさらに1年間延期し、令和4年度中に検討を行う。

3 令和4年度の予定

(1) 令和4年5月24日 神奈川県観光魅力創造協議会条例・計画検討分科会で議論

(2) 令和4年5月31日 神奈川県観光魅力創造協議会総会に検討分科会の意見等を提示

(3) 令和4年6月8日 神奈川県観光審議会

(4) 令和4年7月 国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告

(5) 令和4年7月～8月 条例見直し調書の作成

(6) 令和4年9月 神奈川県観光審議会

国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告

※ 改正がある場合は、令和5年第1回定例会（令和5年2月）に議案提出